

ドワンゴ・FC2事件最高裁判決の速報的考察

知的財産権法研究会

弁護士 大住 洋

第1 はじめに

一般に、特許権については、「各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められる」とする属地主義の原則が妥当し、我が国特許法の解釈としても、「各国はその産業政策に基づき発明につきいかなる手続でいかなる効力を付与するかを各国の法律によって規律しており、我が国においては、我が国の特許権の効力は我が国の領域内においてのみ認められるにすぎない。」と解されている（最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁「カードリーダー事件」）。そのため、この属地主義を厳格に適用すると、国外の行為に日本の特許権の効力は及ばず、日本国内で特許発明の実施行為が完結していない場合には、当該行為について、日本の特許権侵害を問うことはできないということになる。

しかしながら、デジタル化・ネットワーク化が進展している現代社会においては、容易に国境を越えて情報をやり取りすることができるため、ネットワーク関連発明に属地主義を厳格に適用すると、サーバなど発明の構成要素の一部を国外に設置することで、容易に侵害を免れることになり、特許権者の保護に悖ることとなるという問題が近時意識されるようになってきている¹。本判決（最判令和7年3月3日裁判所HP〔令和5年（受）第14号、15号〕及び同〔同年（受）第2028号〕、以下、前者を【第1事件】、後者を【第2事件】²という。）は、このような状況の中で、外国に設置されたサーバから日本国内の端末にプログラムを送信して日本国内のユーザ端末において発明の効果を奏させる行為につき、日本の特許権者が有するプログラム、装置ないしシステムに係る発明の特許権侵害が成立するかという点について、第2事件の控訴審判決である知財高

1 この問題に関する特許庁の調査研究報告として、平成28年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「ネットワーク関連発明における国境をまたいで構成される侵害行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究報告書」（https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11250662/www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2016_11.pdf）、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方－中間とりまとめ－」（令和2年7月10日）（https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/200710_aiiot_chukan/01.pdf）、一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所「プログラム関連発明における国境を跨いで構成される実施行為及び複数主体により構成される実施行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究報告書」（令和5年3月）（https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2022_01.pdf）がある。

2 後記のとおり、【第1事件】と【第2事件】は、同日に出願された関連する発明に係るものである。